

家庭保育への協力をお願い

令和2年5月19日

保護者各位

羽曳野市民間保育連盟

政府による緊急事態宣言下、皆様の多大なるご協力のもと、保育施設はなんとか今日に至るまで、開所してやってきました。また「大阪モデル」が知事より出され、羽曳野市も順次保育の通常化に向けた方針は、下記の通り示されております。ここに改めて、ご確認いただきまして、通常保育の再開を無理なく迎えたいと存じます。重ね重ねのお願いではございますが、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 特別保育の実施期間

令和2年5月24日(日)まで

※引き続き、家庭保育にご協力を頂き、次のいずれかに該当し
家庭において保育する者がいない園児に限り保育を提供いたします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療関係の業務に従事している方②社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方③ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方 <p>※家庭において、祖父母等に保育をお願いできる場合は特別保育を実施いたしません。</p> |
|--|

2. 家庭保育の協力期間

令和2年5月31日(日)まで

保育料等の日割り計算を行う期間についても5/31とされています。
可能な限り、ご家庭での保育をお願いいたします。

※保育料の精算については羽曳野市が後日実施いたします。
※給食費については、各施設にご確認ください。